

## 第5回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月27日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 15番 中井 悟  
会長職務代理 7番 西元 道啓  
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝  
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市  
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志  
9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎  
12番 坂野 幸夫 13番 坂井 明治  
14番 杉本 峯一 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 11番 安田 伸二
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 現況証明願いについて  
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第6 農地法第3条の規定による許可申請について  
第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第8 農用地区域の変更について  
第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
第10 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第5回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が安田委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、8番 吉田委員と9番 石井委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第4回の総会以降の諸般について、報告いたします。

11月12日、蘭越町功労表彰に山田清隆氏が産業功労賞を受賞され、山村開発センターにて開催されています。

11月17日、第1回蘭越町環境審議会が役場にて開催されています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO4について、一括、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

2番  
(近藤委員)

番号1番について、〇〇宅の真向かいになります。現況は、木が太く生い茂っており、杉本委員、坂井委員と現地を確認しております。農地採草放牧地以外として判断いたします。

5番  
(岩間委員)

番号2番について、財務局の払い下げになります。〇〇の入り口あたりになります。農地採草放牧地以外として判断いたします。よろしく願いいたします。

9番  
(石井委員)

番号3番について、〇〇〇は農地として判断、〇〇〇については、農地採草放牧地以外として判断いたします。坂野委員、黒川委員と現地確認しております。

7番  
(西元委員)

番号4番について、〇〇〇の裏側、〇〇宅裏となります。また、〇〇番〇については、〇〇宅付近となります。私と吉田委員、安田委員と現地確認しております。農地採草放牧地以外として判断いたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。  
日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。  
NO1からNO7について、一括、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年11月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は令和2年4月8日から令和4年4月7日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月10日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、耕作できないため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆で、田で〇〇〇㎡です。契約期間は令和元年12月2

日から令和2年11月16日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、自ら耕作するため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年12月2日から令和5年12月1日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月13日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成6年10月31日から平成16年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月12日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年11月30日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月11日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年7月6日から令和5年7月5日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月12日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年2月26日から平成25年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年11月12日、土地引渡の日は令和2年11月27日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するためです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。〇〇さんの〇〇に解約することとなりました。場所は、〇〇の真向かいと

なります。

番号2番については、〇〇裏付近となります。単年度契約でしたが、来年度は自ら耕作すると聞いております。

10番  
(金子委員)

番号3番について、内容は事務局説明のとおりです。〇〇さんが耕作していたところですが、譲渡するため解約するものです。〇〇〇。場所は、〇〇宅付近と〇〇の裏側付近となります。

番号4番については、内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇宅付近となっております。同じく、譲渡するため解約するものです。〇〇。

6番  
(宮武委員)

番号5番について、内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇宅の真向かいの農地です。後ほど議案第4号2番にも出てきますので、よろしくお願いいたします。

番号6番について、内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇宅斜め向かいの圃場となります。よろしくお願いいたします。

7番  
(西元委員)

番号7番について、内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇宅の裏にある圃場です。現在、隣接している耕作者と賃貸契約を結ぶ調整をしております。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の貸借権及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年11月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇〇農地を贈与するものです。成立する法律関係は贈与、価格は無償です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営する農地の所有権移転であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については、記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇宅裏となります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1について、原案のとおり決定し、許可することとします。  
NO2について上程します。  
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

NO2について、事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条の許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年11月26日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇の要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障が生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明を願います。

10番  
(金子委員)

番号2番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇となります。よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか、

全委員

異議なし。

議長

NO2について、原案のとおり受理することとします。  
暫時休憩といたします。

(〇〇委員着席)

議 長

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO4について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年11月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年1月1日、対価の支払期限は令和2年12月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。譲渡理由は、借受けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については、記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年4月1日、対価の支払期限は令和3年3月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、借受けしていた農地を譲渡するため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権



の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆で、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年1月1日、対価の支払期限は令和2年12月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作できないため、農地を譲渡するものです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年1月1日、対価の支払期限は令和2年12月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作できないため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号3番及び4番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略させていただきます。〇〇の要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

## 議長

担当委員から順次、補足説明を願います。

### 2番 (近藤委員)

番号1番について、内容は事務局説明のとおりです。売買ということで、〇〇〇されていた農地であります。場所は、〇〇宅付近となっております。

### 6番 (宮武委員)

番号2番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、議案第2号で説明した場所となります。

3番については、内容は事務局説明のとおりです。補足としては、この圃場は〇〇〇と確認しております。よろしくお願いたします。

### 10番 (金子委員)

番号4番について、内容は事務局説明のとおりです。場所については、〇〇宅付近となります。〇〇として売買されます。よろ

しくお願いいたします。

議 長           これから質疑に入ります。  
                  質疑ありませんか。

全委員           質疑なし。

議 長           質疑なしと認めます。  
                  異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員           異議なし。

議 長           本案について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。  
                  日程第8、議案第5号 農用地区域の変更についてを議題と  
                  します。NO1からNO6について、事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)       議案第5号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更す  
                  ることについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、  
                  その可否について、意見を求める。令和2年11月27日提出、  
                  蘭越町農業委員長名。

                  今回協議があったのは、除外が4件、編入が1件、変更が2件  
                  です。

                  番号1番、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は原野、  
                  面積は〇〇〇㎡です。申請地の現況は原野ですが、地番1筆すべ  
                  てが農振農用地に指定されているため除外申請が必要となりま  
                  す。理由としては、〇〇〇するための除外となります。図面番号、  
                  議案第5号1番をご覧ください。場所は、〇〇〇を〇〇〇宅から  
                  〇〇方面へ約〇〇km進んだ右手にある土地です。

                  番号2番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は原野、  
                  面積は〇〇〇㎡です。申請地の現況は原野ですが、地番1筆すべ  
                  てが農振農用地に指定されているため除外申請が必要となりま  
                  す。理由としては、〇〇〇するための除外となります。図面番号、  
                  議案第5号2番をご覧ください。土地は、〇〇〇宅裏にある土地  
                  です。

                  番号3番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、現況  
                  は原野〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。申請地の現況は〇〇〇です  
                  が、すべてが農振農用地に指定されているため除外申請が必要と  
                  なります。理由としては、〇〇〇するための除外となります。図

面番号、議案第5号3番をご覧ください。場所は〇〇〇宅から〇〇〇進んだところにある土地です。

番号4番、申請者は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇のための除外であります。図面番号、議案第5号4番をご覧ください。場所は〇〇〇沿い、〇〇〇の住宅の前にある土地です。

なお、番号1番及び4番の農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団、おおむね10ha未満の農地であり、また、甲種（市街化調整区域内の1種）・1種（10ha以上、基盤整備8年以内）・2種（500m以内に駅）・3種（300m以内に駅）のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になると考えており、町と道が協議し、農業振興地域整備計画の一部変更（除外される変更）となった後、転用許可申請予定となっております。

次に編入について、こちらは随時、農政係において農用地の見直しを行っており、その際に農用地区域外となっていた農地が見つかったことから、今回新たに農地としての優良品が高いため、編入するものです。

番号5番、図面番号、議案第5号5番をご覧ください。土地は、〇〇番〇、面積〇〇〇㎡、〇〇番〇、面積〇〇〇㎡です。場所は、〇〇〇を〇〇〇から〇〇〇km進んだところにある土地です。

次に変更について、〇〇〇のため農用地の用途変更の申請があったものです。

番号6番、図面番号、議案第5号6番をご覧ください。場所は、〇〇〇の裏にある土地で、〇〇〇予定としています。

ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

これより、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1からNO6について、原案のとおり決定し、その旨、町に通知します。

NO7について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

NO7について、事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

番号7番、図面番号、議案第5号7番をご覧ください。場所は、〇〇〇の斜め前にある土地で、〇〇〇予定としています。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO7について、原案のとおり決定し、その旨、町に通知します。

暫時休憩といたします。

(〇〇委員着席)

日程第9、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局  
(木村局長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年11月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和2年11月16日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、また、令和2年11月17日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇について、相続により所有権を取得した旨の届出であったので、報告いたします。

議 長

日程第10、報告第2号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。

事務局  
(木村局長)

報告第2号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、令和2年11月27日提出、蘭越町農業委員長名。

お手元に利用状況調査リストをお配りさせていただきました、農地パトロールの調査結果が掲載されております。最終ページ5ページの左最下段をご覧ください。今年度調査した農地の総筆数は75筆、面積が364,996㎡となりました。

調査結果といたしましては、遊休農地が127,080㎡・13筆、農地が55,822㎡・22筆、非農地が182,094㎡・40筆となっており、昨年度の遊休農地119,389㎡・21筆でしたので、単純に比較しますと、前年比で面積7,691㎡増・筆数8筆減となっております。

今後の手続きについてですが、遊休農地の13筆、非農地の40筆について、農業委員会から意向調査票を送付いたしまして、本人の意向調査確認を行わせていただきます。その結果、非農地とする農地、加えて翌年度以降も再調査を要する農地に区分させていただき、後に総会へ上程させていただきたいと考えております。以上、利用状況調査結果について報告いたします。

議 長

そのほかの報告を事務局から願います。

事務局  
(木村局長)

1つ目、次回総会日程について、12月18日、金曜日の13時30分を予定しております。

2つ目、振興・農政専門委員会については、本日総会終了後に引き続き行います。

以上で報告を終わります。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第5回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟